

## D 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
D1	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	カリキュラム	研修カリキュラムについて、時間数、項目はそのとおりに行わなければいけないのか。県の裁量や独自性は一切認められないのか。	実施要綱に示された時間数や項目の内容に沿って、研修カリキュラムとして適切な講義を行っていただく必要がある。ただし、受講生の理解度に応じて内容を付け加える等、実施要綱に示された内容以上に実施することは差し支えない。 なお、「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」については、研修の対象である行為を受ける「特定の者」の状況等により必要となる講義内容を設定すること。(例:特別支援学校の教員に対する研修における講義については、「学校生活」へ変更する等、対象者に応じた内容とする等。)
D2	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	カリキュラム	都道府県研修において、基本研修の内容を「不特定」と「特定」と比較した時、「講義」の科目、及び時間数に違いがあるため、「不特定」と「特定」の研修を合同で行うことは不可能(別々に行う)と考えよいか。	特定と不特定では別のカリキュラムであるので、研修は原則別々に行うべきである。
D3	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	講師の要件	研修の講師は、本年度実施する指導者養成事業を修了する必要があるのか。指導者養成事業を修了した看護師等が在籍していないと研修事業を実施できないのか。	平成23年度の事業における特定の者研修の講師は原則として、指導者養成事業(都道府県講習又は自己学習)を修了する必要がある(次項を併せて参照のこと)。 研修事業の実施に当たっては、外部講師や委託も可能としており、実際に講師、指導者となる者が指導者養成事業を修了していればよく、在籍していないと研修事業を実施できないというわけではない。
D4	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	講師の要件	平成23年度研修事業介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱の5. 講師の項において、基本研修(講義、演習)の講師は、原則として指導者講習を受講した医師、保健師、助産師又は看護師であるが、「例外」として想定されるのはどのような場合か。	実施要綱5(4)の「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」については、指導者講習の受講に関わらず、当該科目に関する相当の学識経験を有する者を講師として差し支えない、としている。 また、指導者養成事業に相当すると都道府県知事が認めた事業を修了した医師、保健師、助産師又は看護師(具体的には、試行事業の際の指導看護師等を想定)も講師となることができる。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
D5	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	基本研修、実地研修	基本研修について本研修事業以外の他の研修において、基本研修で受講すべき科目と重複した内容を既に受講済みの者について、都道府県の判断で当該科目的受講を免除することは認められるか。	研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、通知等で示す範囲について受講を免除することは認められる。
D6	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	実地研修	研修実施要綱案について「3. 対象者」に記載されている施設と実地研修施設として記載されている施設には違いがあるのか。	実地研修施設は、介護療養病床、重症心身障害児施設等を含むが、研修の受講対象者では、制度化後、医療機関が登録事業所にならないため、介護療養病床、重症心身障害児施設等に勤務する職員は除外している。
D7	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	実地研修	実地研修実施要領において、利用者のかかりつけ医等の医師からの指示とあるが、この医師は誰を想定しているのか。	利用者のかかりつけ医や主治医、施設の配置医等を想定しており、指導者講習を受けている必要はない。
D8	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	試行事業との関係	「介護職員によるたんの吸引等の試行事業」で研修を受講した介護職員は、都道府県研修を受講したものと見なせるか。	試行事業において、基本研修及び実地研修を修了と判定された方については、本年度の研修の免除が可能(修了した行為のみ)。基本研修まで修了した方については、基本研修の免除が可能。
D9	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	実施報告	事業の実施状況の報告については、どのように対応すべきか。	交付要綱に基づく実績報告のほか、実施要綱により、事業の実施状況についてご報告いただくこととしており、内容については別途お示しする予定。

## D 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
D10	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	演習	シミュレーター演習については、受講者によっては特定の行為のみの実施でも可能なのか(例えば、口腔内たん吸引のみ実施など)。可能な場合でも、1時間の演習が必要なのか。すべての行為を行う必要があるのか。	講義後の1時間のシミュレーター演習は、イメージをつかむことを目的とするが、すべての行為について演習を行っていただきたい。 現場演習は、利用者のいる現場で、利用者の使用している吸引器等を使って、シミュレーターで特定の行為の演習を行う。 【別紙1】参照
D11	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	演習	すべての現場へ人体モデル(シミュレーター)を持って行くことは困難。 簡易なシミュレーターとはどのような物なのか。	ペットボトルの口に気管カニューレとチューブを繋げる、ペットボトルに穴をあけて胃ろうのペグを付ける等、簡単な物でよい。 ＜参考＞簡易なシミュレータの例 【別紙2】
D12	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	対象者	障害者(児)サービス事業所及び障害者(児)施設等(医療機関を除く。)で福祉サービスに従事している保育士だけでなく、保育所の保育士も研修事業の対象となると考えてよいか。	お見込みの通り。
D13	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	基本研修	特定の者の研修事業について、国から筆記試験事務規程に関する通知はあるのか。	特定の者の研修事業については、国から筆記試験事務規程に関する通知をする予定はない。特定の者対象の研修の実施要綱及び特定の者対象の研修関係の事務連絡を参照の上で、実施されたい。
D14	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	全体	特別養護老人ホーム、老人保健施設等高齢者施設で従事する職員は、特定の者の研修事業の受講者には該当しないと考えるが、いかがか。 また、介護保険施設以外の介護保険サービスに従事する職員に関しては、どのように考えればよいか。	介護保険施設、介護保険サービスの取扱いに関することは、【C31】のとおり。

## D 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
D15	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	全体	どのような場合に「特定の者」研修を選択しうるか、適切な例をお示しいただきたい	<p>特定の者の研修事業は、ALS等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別的な関係性が重視されるケースについて対応するものである。以下に限定されるものではないが、具体的な障害等を例示するとすれば以下のようないい障害等が考えられる。 (障害名等の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筋萎縮性側索硬化症(ALS)又はこれに類似する神経・筋疾患</li> <li>・筋ジストロフィー</li> <li>・高位頸髄損傷</li> <li>・遷延性意識障害</li> <li>・重症心身障害 等</li> </ul> <p>なお、上記のような対象者であって、対象者も限定されている場合は、障害者支援施設においても「特定の者」研修を選択しうる。</p>
D16	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	実地研修	特定の者対象の研修の場合、経鼻胃管チューブが胃まで届いているかの確認は誰が実施することとして研修を行えばよいか。	<p>経鼻胃管チューブが胃まで届いているかの確認については、重要な事項であるので、介護職員等が行う手順としても、栄養を注入する前に、少なくとも鼻から管が抜けていないか、口腔内で経鼻胃管がとぐろを巻いていないか程度は確認するように手順の中に含めているところである。</p> <p>注入前に、シリンジで内容物を吸う、空気を入れてバブル音を確認するといった処置に関しては、知識としてもっていただき必要があるので、講義では説明していただきたいが、基本的には、経鼻経管栄養の際には、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は医師、保健師、助産師又は看護師が行うこととしており、例えば在宅においては、訪問看護師等の医療者が確認する事項、あるいは家族が確認する事項として位置づけており、介護職員等には要求しないこととしている。</p>
D17	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	基本研修	ALS等の進行性疾患の場合、現在は喀痰吸引等の必要はないが、将来必要になる可能性がある。このような者を担当している、又は担当する可能性がある介護職員等の場合、特定の者の基本研修でシミュレーター演習まで終了し、当該対象者が喀痰吸引等が必要になる際に現場演習を実施し評価を受け合格した上で実地研修に進むことで良いか。その際、研修実施機関はシミュレーター演習まで終了した旨の証明書を発行できると解して良いか。	<p>お見込みのとおり。</p> <p>平成23年度中に研修の全課程を修了できない場合の取扱いについては、追って提示する予定。</p>

## D 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
D18	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	全体	平成23年度末の時点で、研修の全課程を修了できない場合、都道府県又は都道府県の委託を受けた事業実施者は、終了した内容をどのように証明すればよいか。 また、残りの研修について平成24年度以降に研修を実施しても差し支えないか。	都道府県の任意の様式で、終了した内容等についての証明書を発行いただきたい。 また、残りの研修について平成24年度以降に引き続き研修を実施しても差し支えない。